

3-6 景観形成の基本方針

本市は、榛名山や観音山丘陵、烏川をはじめとする豊かな自然の恵みを背景に、古くから交通・交流の要衝として発展し、商業が集積した市街地から郊外部に至るまで、様々な景観が広がっています。これらの自然特性や都市の発展過程の中で育まれた景観は、歴史を伝えるのみならず、まちへの愛着や誇り、賑わいや魅力、さらには身近な生活環境とも密接に関わっています。このような認識を踏まえ、景観計画に基づく以下の3つの方針に従い、景観形成を図ります。

(1) 高崎らしさの現れた景観を守り、次世代に引き継ぐ

- ・ 本市を印象づける景観を大切に守り、次世代に引き継ぐため、高崎らしさを体現する特徴的な景観を位置づけ、景観形成の方向性を定めます。
- ・ 地域別に景観形成の方針を定め、景観重要建造物の指定や歴史的景観建造物の登録・認定などにより景観資源の保全に努めます。
- ・ その他の景観に関連する施策との連携により、重点的な景観形成を図ります。

(2) 暮らしの基調となる日常的景観を大切にする

- ・ 日常生活で目にする景観の基盤となっている土地利用の視点から、暮らしの基調となる日常的景観として、田園・集落景観、住宅地景観、商業・業務地景観、工業地景観の4種類の景観を位置づけ、景観形成の方向性を定めます。
- ・ 景観形成の方向性をもとに、都市計画区域の区分や用途地域に基づいた景観形成基準を定め、建築物などの色彩について誘導を行うとともに、屋外広告物の規制・誘導を行い、街並み景観の向上を図ります。

(3) 市民が自ら考え行動する景観まちづくりを支援する

- ・ 一人でも多くの市民が景観まちづくりについて考え、行動できる指針となることを目指します。
- ・ 違反簡易広告物の除却活動を通じて高崎の景観まちづくりを進めようとする市民に対し、講習会を実施し、自主的な景観・広告ボランティア活動を支援します。